（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第三条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「八・七九六」を「八・七九六　二七六」に、「七・七九二」を「七・八〇一」に、「七・三三四」を「七・三四二」に、「六・八九九」を「六・九〇七」に、「六・四九五」を「六・〇九七」に、「六・一〇四」を「五・七二七」に、「五・三七六」を「五・三八三」に、「五・〇四四」を「五・〇五〇」に、「四・七二九」を「四・七三五」に、「四・四三〇」を「四・四三六」に、「四・一四七」を「四・一五二」に、「三・八七九」を「三・八八四」に、「三・六二四」を「三・六二九」に、「三・三八三」を「三・三八八」に、「三・一五九」を「三・一六五」に、「二・九三八」を「二・九四二」に、「二・七三三」を「二・七三七」に、「二・一七九」を「二・一八二」に、「二・〇一六」を「二・〇二三」に、「一・八五九」を「一・八六六」に、「一・七〇七」を「一・七一〇」に、「一・四三五」を「一・四三九」に、「一・三〇八」を「一・三〇六」に、「一・一八八」を「一・一八五」に、「一・〇七一」を「一・〇七四」に、「〇・九六五」を「〇・九六三」に、「〇・八六一」を「〇・八五九」に、「〇・七六四」を「〇・七六六」に、「〇・六七四」を「〇・六七二」に、「〇・五八七」を「〇・五八五」に、「〇・四二五」を「〇・四二四」に、「〇・三五〇」を「〇・三五一」に、「〇・二〇〇」を「〇・二〇四」に、「〇・二四九」を「〇・二四八」に、「〇・一三七」を「〇・一三八」に、「〇・一二一」を「〇・一二二」に、「〇・一〇一」を「〇・一〇二」に、「〇・〇八三」を「〇・〇八四」に、「〇・〇六七」を「〇・〇六八」に、「〇・〇五二」を「〇・〇五三」に、「〇・〇四〇」を「〇・〇四一」に、「〇・〇二八」を「〇・〇二七」に、「〇・〇一八」を「〇・〇一九」に、「〇・〇一一」を「〇・〇一二」に、「〇・〇〇五」を「〇・〇〇六」に、「〇・〇〇一」を「〇・〇〇二」に改め、同表に次のように加える。

平成二十七年度	〇・〇〇一

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第四条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項の表改定率改定政令別表第一第二号から第二十一号までの項中「第二十一号」を「第二十二号」に改める。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第五条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号。附則第二条において「北朝鮮拉致被害者等の支援に関する法律施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・七八六」を「八・七九六」に、「八・二七六」を「八・二八五」に、「七・七九二」を「七・八〇一」に、「七・三三四」を「七・三四二」に、「六・八九九」を「六・九〇七」に、「六・四九五」を「六・〇九七」に、「六・一〇四」を「六・一〇九」に、「五・七二七」を「五・七三四」に、「五・三七六」を「五・三八三」に、「五・〇四四」を「五・〇五〇」に、「四・四三〇」を「四・四三六」に、「四・一四七」を「四・一五二」に、「三・八七九」を「三・八八四」に、「三・六二四」を「三・六二九」に、「三・三八三」を「三・三八八」に、「二・七三三」を「二・七三七」に改める。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第六条　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二の見出し中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同条第一項中「平成二十九年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十九年度従前額改定率」を「平成三十年度従前額改定率」に改め、同条第二項中「平成二十九年度従前額改定率」を「平成三十年度従前額改定率」に改める。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第七条　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

を「一・七一〇」に、「一・五六六」を「一・五六九」に、「一・四三二」を「一・四三五」に、「一・三〇六」を「一・三〇八」に、「一・一八五」を「一・一八八」に、「一・〇七一」を「一・〇七四」に、「〇・九六三」を「〇・九六五」に、「〇・八六一」を「〇・八六三」に、「〇・七六四」を「〇・七六六」に、「〇・六七二」を「〇・六七四」に、「〇・五八五」を「〇・五八七」に、「〇・四二四」を「〇・四二五」に、「〇・三五〇」を「〇・三五一」に、「〇・二〇〇」を「〇・二〇四」に、「〇・二四八」を「〇・二四九」に、「〇・一五四」を「〇・一五五」に、「〇・一二一」を「〇・一二二」に、「〇・一〇二」を「〇・一〇一」に、「〇・〇八四」を「〇・〇八三」に、「〇・〇六八」を「〇・〇六七」に、「〇・〇五三」を「〇・〇五二」に、「〇・〇四一」を「〇・〇四〇」に、「〇・〇二七」を「〇・〇二八」に、「〇・〇一九」を「〇・〇一八」に、「〇・〇一二」を「〇・〇一一」に、「〇・〇〇六」を「〇・〇〇五」に改め、同表に次のように加える。

平成二十七年度	〇・〇〇一

別表第二中「四・八六六」を「四・八九五」に、「四・五七一」を「四・五九九」に、「四・二一六」を「四・二四二」に、「三・八四八」を「三・八七二」に、「三・六六六」を「三・六八九」に、「三・三九九」を「三・四〇四」に、「三・一六四」を「三・一八五」に、「二・六三三」を「二・六五六」に、「二・三五七」を「二・三六〇」に、「二・一七三」を「二・一七七」に、「二・〇二〇」を「二・〇二五」に、「一・六九五」を「一・七〇八」に、「一・一八七」を「一・一九八」に、「〇・九五八」を「〇・九六八」に、「〇・九〇〇」を「〇・九一九」に、「〇・七九九」を「〇・八一八」に、「〇・六五六」を「〇・六六四」に、「〇・五八九」を「〇・五九七」に、「〇・五三二」を「〇・五四〇」に、「〇・四二三」を「〇・四三〇」に、「〇・三五六」を「〇・三六三」に、「〇・三一九」を「〇・三二六」に、「〇・二九五」を「〇・三〇一」に、「〇・二七二」を「〇・二八〇」に、「〇・二四一」を「〇・二四〇」に、「〇・二三四」を「〇・二三八」に、「〇・二〇二」を「〇・二〇五」に、「〇・一九六」を「〇・二〇二」に、「〇・一六六」を「〇・一七三」に、「〇・一二三」を「〇・一二九」に、「〇・一〇五」を「〇・一一一」に、「〇・〇九一」を「〇・〇九七」に、「〇・〇八四」を「〇・〇八九」に、「〇・〇六三」を「〇・〇六九」に、「〇・〇五七」を「〇・〇六二」に、「〇・〇五四」を「〇・〇五九」に、「〇・〇三九」を「〇・〇四五」に改め、同表に次のように加える。

平成二十五年度	〇・〇四五